

# 定 款

一般社団法人ツール・ド・東北

設立 令和5年8月4日

# 一般社団法人ツール・ド・東北 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、一般社団法人ツール・ド・東北と称する。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

## 第2章 目的および事業

### 第3条（目的）

この法人は、2013年から2023年まで東日本大震災からの復興を目的に10回開催した「ツール・ド・東北」の意義を引き継ぎつつ、新たな形で地域振興に寄与するために、自転車イベントを通じて、東日本大震災の伝承への貢献と共催自治体での関係人口の拡大を目指すとともに、東北におけるサイクルツーリズム事業を推進することを目的とする。

### 第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ツール・ド・東北の開催
2. 東北におけるサイクルツーリズム事業の推進
3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第5条（公告方法）

この法人の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

### 第6条（機関）

この法人は、この法人の機関として、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

## 第3章 社員

### 第7条（法人の構成員）

この法人は、この法人の事業に賛同する団体であって、次条の規定により、この法人の社員となった者をもって構成する。

2 社員は、この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業及び団体とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

#### 第8条（社員の資格の取得）

この法人の成立後、社員となるには、この法人の所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

#### 第9条（会費又は負担金）

社員は、総会で定める額の会費又は負担金を支払わなければならない。本条の会費又は負担金は、社員については一般法人法第27条に規定する経費とする。

- 2 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。
- 3 会費等の支払いに関する事項は、社員総会で別に定める。

#### 第10条（社員名簿）

この法人は、社員の名称及び住所を記載した「社員名簿」を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 この法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

#### 第11条（退会）

社員は、次に掲げる事由によって退会する。

- ① 当該社員からの退会の申し出があったとき。
- ② 当該社員が解散したとき。
- ③ 除名

- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項の定めるところによるものとする。

## 第4章 総会

#### 第12条（種類及び構成）

この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

### 第13条（招集）

この法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- 2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、副代表理事がこれを招集する。
- 3 総会を招集するには、開催日より2週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

### 第14条（招集手続きの省略）

総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

### 第15条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散及び残余財産の処分
- ⑥ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

### 第16条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、副代表理事がこれに当たるものとする。

### 第17条（議決権）

総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### 第18条（決議の方法）

総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - ① 社員の除名

- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定める事項

#### 第19条（総会の決議の省略）

総会の決議の目的たる事項について、理事又社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### 第20条（議決権の代理行使）

社員は、この法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### 第21条（総会議事録）

総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した社員のうちから総会において選出された議事録署名人1名が、記名押印する。

## 第5章 役員

#### 第22条（役員）

この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上30名以内
- ② 監事 2名以内

#### 第23条（理事の資格）

この法人の理事は、この法人の社員たる法人又は団体に所属する者の中から選任する。ただし、必要があるときは、上記に該当しない者の中から選任することができる。

- 2 この法人の各理事につき、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超えてはならない。

#### 第24条（代表理事等）

この法人に代表理事1名、副代表理事1名又は2名、業務執行理事1名又は2名を置き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって理事の中から選定する。

- 2 代表理事は、一般法人法の定めるところにより、この法人を代表し会務を総理する。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはその職務を代行し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- 4 業務執行理事は、一般法人法第91条第1項第2号の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

#### 第25条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

#### 第26条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第27条（理事及び監事の任期）

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了若しくは辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 第28条（報酬等）

理事及び監事には、報酬及び退職金は支払わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、代表理事が必要と認めた場合は、総会の決議を経て、別に定めることができる。

## 第6章 理事会

### 第29条（招集）

理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、副代表理事がこれを招集する。

### 第30条（招集手続きの省略）

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

### 第31条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事、副代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- ④ その他法令に規定する事項のほか、社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第32条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、副代表理事がこれに当たるものとする。

### 第33条（理事会の決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第34条（理事会の決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### 第35条（職務の執行状況の報告）

代表理事、副代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

### 第36条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故又は支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 委員会

### 第37条（委員会）

この法人の事業を推進するため、委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

## 第8章 事務局

### 第38条（事務局）

この法人の事務処理及び事業遂行のため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長、事務局次長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、事務局次長及び職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長、事務局次長については、理事会の決議を経なければならない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

### 第39条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第40条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

### 第41条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
  - ② 事業報告の附属明細書
  - ③ 貸借対照表
  - ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
  - ② 理事及び監事の名簿

#### 第42条（剰余金の不配当）

この法人は、剰余金の配当はしないものとする。

### 第10章 解散及び清算

#### 第43条（解散の事由）

この法人は、総会の決議その他、一般法人法第148条で定められた事由により解散する。

#### 第44条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、残余財産を国又は地方公共団体やこの法人と類似の事業を目的とする一定の公益的な団体に贈与するものとする。

### 第11章 委任

#### 第45条

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。